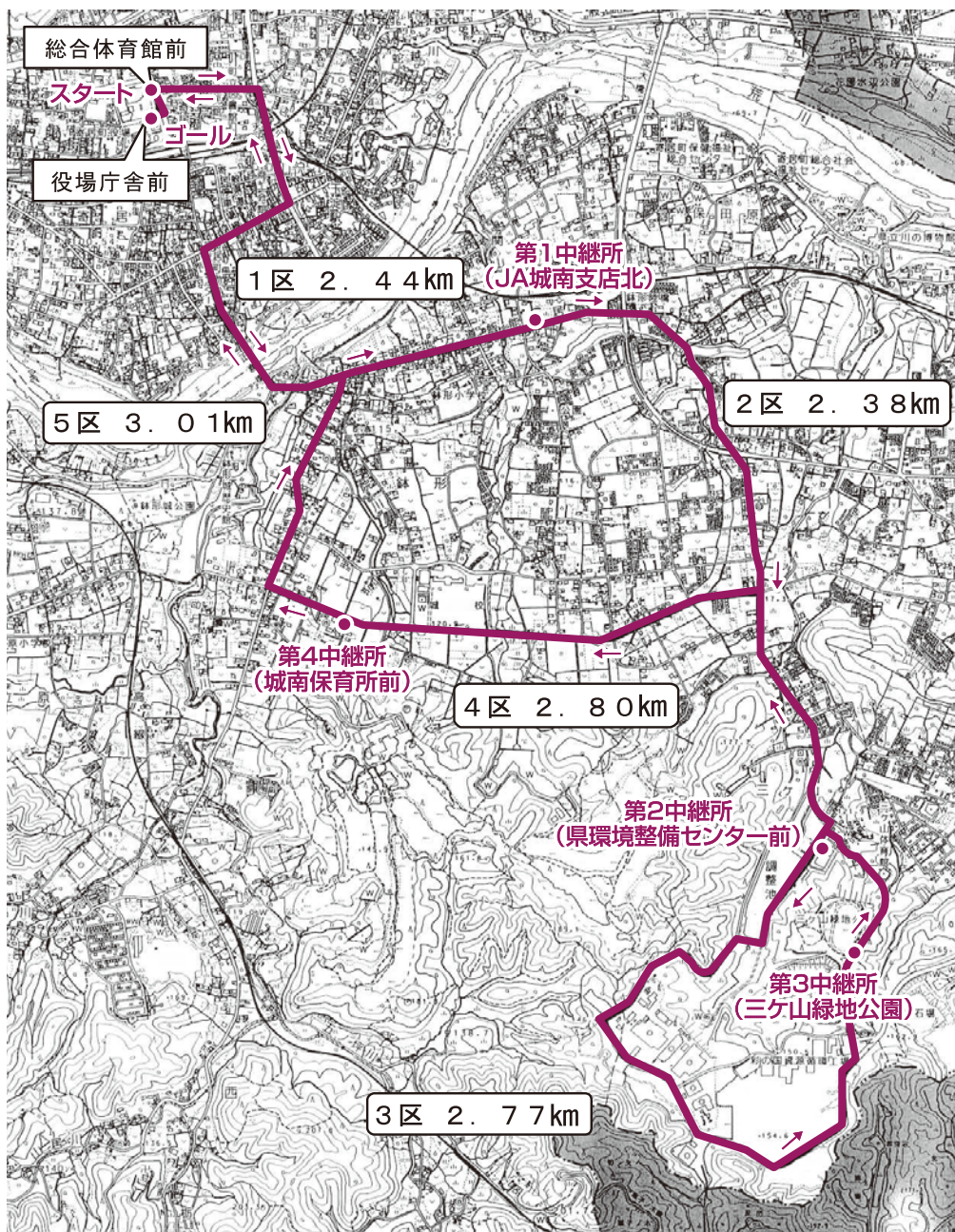




1区	体育館通り(スタート)～JA城南支店北	2.44km
2区	JA城南支店北～県環境整備センター前	2.38km
3区	県環境整備センター前～三ヶ山緑地公園	2.77km
4区	三ヶ山緑地公園～城南保育所前	2.80km
5区	城南保育所前～役場庁舎前(ゴール)	3.01km
計		13.40km

部 門	タスキの色	参加資格	参加料	チーム編成
第1部 (中学男子)	黄	中学生の男子で編成するチーム	1チーム3,000円 ※町内在住の小・中学生、 高校生のみで編成され たチームは無料 (町スポーツ少年団で編 成されたチームは有料)	選手5人 補欠選手3人 監督1人
第2部 (一般)	青	社会人(高校生を含む)で 編成するチーム		
第3部 (女子)	桃	中学生から社会人までの女子で 編成するチーム		
第4部 (小学男子)	紫	小学生の男子で編成するチーム		
第5部 (小学女子)	だいだい 橙	小学生の女子で編成するチーム		



平成27年2月8日(日)午前10時スタート!

第60回 寄居町駅伝競走大会 参加チーム募集!

町・町教育委員会・町体育協会では、第60回寄居町駅伝競走大会を平成27年2月8日(日)に開催します。出場を希望するチームの代表者は、12月19日(金)までに所定の申込書に必要事項を記入のうえ、参加費を添えて生涯学習課へお申し込みください。なお、町公式ホームページから大会要項・申込書をダウンロードできますのでご利用ください。

お友達や職場の仲間たちと一緒に寄居路を走ってみませんか。

問い合わせ／生涯学習課(☎581・2121内線531)へ。

浄化槽をご使用の皆さんへ

浄化槽の維持管理で、

きれいな水をまわしましょう!

河川の汚れは生活排水が原因

毎日の生活の中で、私たちはたくさんの水を使用しています。その水の多くは側溝や水路を流れて河川へ流れていきます。川の汚濁原因は、家庭からの生活排水が7割以上を占めているといわれており、大切な自然環境を守るためには生活排水を適正に処理してから放流することが重要となります。

浄化槽が水をきれいにします

浄化槽は、家庭からの排水等を微生物の働きにより分解・浄化し、きれいな水にしてから放流するための設備です。微生物が十分に働くためには、浄化槽の正しい使用と適正な維持管理が必要となります。

浄化槽の正しい維持管理が行われないと浄化槽の故障の原因になるほか、汚泥や排水が処理されないまま流れ出て、放流先の道路側溝や水路まで汚れてしまうなど、周辺環境の悪化にもつながります。

きれいな水を守るため、浄化槽を使用する方が環境悪化の原因とならないよう保守点検業者や清掃業者、指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を

行ってください。

浄化槽の維持管理は、 使用者の義務です!

浄化槽が適正に機能し、排水をきちんと処理できる状態に保つため、浄化槽を使用する方(浄化槽管理者)には『浄化槽法』により3つの維持管理(決められた回数の保守点検および清掃を行うこと、毎年1回の法定検査を受けること)が義務付けられています。

●保守点検

浄化槽の点検・調整や消毒薬の補充などを行います。保守点検の回数や点検内容は、浄化槽の種類や大きさによって決められていますが、一般的な家庭に設置されている浄化槽の場合、年3回以上実施しなければなりません。県知事の登録を受けた保守点検業者と契約し、必ず行ってください。

●清掃

浄化槽内に生じた汚泥の引き出しや機器類の洗浄などを、年1回以上実施しなければなりません。町の許可を受けた清掃業者へ依頼してください。

町許可清掃業者／益榮商事(株) ☎581・1745、(株)ロビン ☎584・2644

●法定検査

浄化槽からの放流水質をチェックし、浄化槽が十分機能を発揮しているか総合診断するものです。検査結果は、使用する方や保守点検業者に通知され、維持管理に生かされます。

指定検査機関／一般社団法人埼玉県浄化槽協会 ☎533・4700

法定検査を受けましょう

現在は受検されていない方が多い法定検査ですが、保守点検や清掃が適正に行われているか確認するための重要な維持管理の一つであり、法令により受検が義務付けられています。法定検査を受けていない方は、指定検査機関、または保守点検業者や清掃業者へ連絡し、検査の手続きをしてください。

浄化槽を使うときの心掛け

- ・天ぷら油などはそのまま流さず、古新聞などに染み込ませ可燃ごみとして出しましょう。
- ・食べ残しは流さず、水気をよく切つて可燃ごみとして出しましょう。
- ・トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- ・便器の掃除には、塩素系洗剤をなるべく使わないようにしましょう。
- ・ブロワ(浄化槽に空気を送る機械)の電源は切らないでください。

問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線224)へ。



3つの維持管理で
生活排水を適正に処理!